

「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」改定案に対する意見及びそれに対する考え方

■：NTT 東日本・西日本からの意見 ●：NTT 東日本・西日本以外の事業者・団体からの意見 無印：個人からの意見

意見	考え方	修正の有無
意見 1 ●本改定案は指針の目的を達するため検証方法をより適正な内容に見直すものであり賛同。	考え方 1	
<p>○ 接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針の目的は、接続料と利用者料金との関係について、</p> <p>①価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとならないかを検証すること</p> <p>②その結果に応じ第一種指定電気通信設備接続料規則第14条の2の規定による接続料の水準の調整その他の必要な対応を行うことにあります。</p> <p>今般の改定案は、その目的を達するための検証方法について、より適正な検証方法に見直す内容であることから、改定案について賛同いたします。</p> <p>(KDDI 株式会社)</p>	<p>○ 本改定案に賛同のご意見として承ります。</p> <p>接続料と利用者料金の関係について価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとならないかを検証し、その結果に応じ第一種指定電気通信設備接続料規則（平成12年郵政省令第64号）第14条の2の規定による接続料の水準の調整その他の必要な対応を行うという本指針の目的を達成するため、改定後の本指針の適切な運用を確保していく所存です。</p>	無
意見 2 ■①加入電話・ISDN基本料及び②加入電話・ISDN通話料については、需要が減少し、既に競争環境になく、不当な競争を引き起こす状況にはないため、検証対象から除外すべき。また、③フレッツADSLについても、「接続事業者は当該機能を利用せずに競争的にDSLサービスを提供していると考えられ、・・・価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとは認められなかった」との考え方が総務省から示されているため、検証対象から除外すべき。	考え方 2	
○【検証対象について】 本検証の目的が、接続料と利用者料金との関係について、価格圧搾による不	○ 検証対象となるサービスに関する考え方は、本指針策定時に示したとおりであり、具体	無

当な競争を引き起こすものとならないかどうかを検証することであれば、需要の立上げ期において普及促進的な料金を設定せざるを得ないサービスや、需要の減少期にあって、利用者から見ると、もはや競争を促進する意義が乏しくなっているサービスについては、本検証に馴染まないと考えます。

本検証においては、そうした市場環境等も勘案のうえ、検証対象のサービスを決定すべきであり、①加入電話・ISDN基本料、②加入電話・ISDN通話料、③フレッツADSLについては、需要が減少し、既に競争環境になく、不当な競争を引き起こす状況にはないため、検証対象のサービスから除外していただきたいと考えます。

<加入電話・ISDN基本料・通話料>

加入電話・ISDNサービスについては、様々な代替サービスへの移行が進展したことで契約者数がピーク時の約3割にまで減少していることに加え、トラフィック量もピーク時の約2割にまで減少しています。また、以下の事例の通り、当社のメタル回線を利用する固定電話サービス提供事業者は、2016年6月に1社が撤退し、現時点で残る1社においても、当社のメタル回線を利用しない代替サービスへの移行を推進している状況にあることを踏まえると、今後も契約者数およびトラフィック量が減少していくことは明らかです。そのような市場状況を踏まえると、需要が減少し、既に競争環境になく、不当な競争を引き起こす状況にはないため、検証対象のサービスから除外していただきたいと考えます。

[KDDI殿の事例]

2016年6月30日をもって直収電話サービス(メタルプラス電話)をサービス終了し、同サービスホームページやダイレクトメールにより、IP電話

的には次の2点です。

①接続料と利用者料金との関係について、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとならないかを検証するという本指針の目的を踏まえ、サービス競争がなされているか、又は、潜在的にその可能性があるものから対象とする。

②その上で、需要が減退し小さくなっているサービスであって、当該サービスの提供に用いられる機能の内容及びその接続料の水準の面から接続事業者にとって十分代替的な機能が別にあるものは、検証対象外とする。

○ この考え方に照らし、固定電話サービス及びフレッツADSLについては、次の理由から、引き続き、現時点で対象外とすることは困難と考えられます。

①固定電話サービス

平成29年9月末の約2,042万契約から約70万契約の減少があったとは言え平成30年3月末で依然として約1,969万契約(NTT東日本・西日本の加入電話)が存在し、また減少傾向にはあるものの他事業者による固定電話サービスが実際に提供されている(※)ように、なおサービス競争が存在(少なくとも

<p>サービス（auひかり電話）や、CATV電話（ケーブルプラス電話）、無線を用いた代替サービス（ホームプラス電話）への移行を実施。</p> <p>〔ソフトバンク殿の事例〕</p> <p>2017年7月5日より、無線を用いた代替サービス（うちの電話）を提供開始し、サービス開始より約8ヶ月間において約27万契約（2017年度末時点）まで拡大。</p> <p><フレッツADSL></p> <p>「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成30年度の接続料の新設及び改定等）」（2018年6月15日）の概要資料において、「本検証区分における接続料総額の約8割を占める、地域IP網に係る接続料（特別收容局ルータ接続ルーティング伝送機能・ATMインターフェース）の水準が急上昇したことによるものであるが、接続事業者は当該機能を利用せずに競争的にDSLサービスを提供していると考えられ、またブロードバンドサービスにおいて地域IP網の機能はNGNの機能により代替されていることから、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとは認められなかった」との考え方が総務省から示されました。この考え方を踏まえると、当社が設定する接続料によって価格圧搾による不当な競争を引き起こされる状況にはないことは明らかであるため、フレッツADSLは検証対象から除外すべきと考えます。</p> <p>（東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社）</p>	<p>もその潜在性が存在)するものであり、市場において需要が十分減退したとも言えない。なお、KDDI及びソフトバンクが第一種指定電気通信設備（メタル回線）を用いることのない電話サービスを提供している点については、今後の見直しの際に考慮すべき要素にはなり得ると考えられるが、少なくとも現段階では、サービス競争（の可能性）が存在し需要が十分減退したとも言えないという結論を覆す要素とまではならない。</p> <p>※直収電話は平成29年9月の約169万契約から平成30年3月には約166万契約に減少。</p> <p>②フレッツADSL</p> <p>ご指摘の資料は、フレッツADSLサービスについて、営業費相当基準額を下回ったがその要因は接続事業者の利用がない地域IP網に係る接続料の水準の急上昇であるために不当な競争を引き起こすものとは認められなかった旨を示すものであり、現に接続事業者による利用があるドライカップ接続料を含む接続料等総額とフレッツADSLサービスの利用者料金収入を比較して検証することの必要性まで否定したのではない。</p>
--	--

	○ なお、検証対象となるサービスの範囲については、本指針の策定（平成30年2月）の2年後を目途に見直しの要否について検討を行うこととしており、その旨本指針改定案に改めて明記しています。	
意見3 ●「利用者料金による収入に対応する需要の範囲と、接続料等総額の算定に用いられる需要の範囲は、一致しなければならない。」との条件が示されたことについて賛同する。	考え方3	
○ 本検証は、検証対象ごとに、利用者料金収入の総額と振替接続料等の総額を比較し、検証しますが、それぞれの需要の範囲が一致していないと、適切な検証が行われないことから、今般の改定において、「利用者料金による収入に対応する需要の範囲と、接続料等総額の算定に用いられる需要の範囲は、一致しなければならない。」との条件が明示されたこと、及び、需要の範囲を一致させるために、検証対象に他事業者接続料を支払う需要が含まれる場合には他事業者接続料も含めることについて賛同いたします。 (KDDI株式会社)	本改定案に賛同のご意見として承ります。利用者料金収入と接続料等総額との間に共通する要素である「需要の範囲」が両者の間で異なることとなった場合には、適正な検証が確保されなくなるものと考えています。	無
○ 接続料と利用者料金の関係を検証するに当たり、それぞれの需要の範囲を揃えることは当然であり、需要の範囲が一致していなければ適正な検証を行うことはできないと考えます。よって、これまで一致していなかった需要の範囲を揃えるため、この度の「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」(以下、「本ガイドライン」といいます。)改定案において、「利用者料金による収入に対応する需要の範囲と、接続料等総額の算定に用いられる需要の範囲は、一致しなければならない」、と定められたことは望ましいことであり、本ガイドライン改定案に賛同します。		

(ソフトバンク株式会社)		
<p>意見4 ●検証対象に他事業者接続料を支払う需要が含まれる場合に、利用者料金額(単価)等により通常の利用者が区別可能な範囲内において、他事業者接続料を支払う需要をできる限り除いて検証が行われるとされたこと(注:以下「<u>範囲限定化</u>」という。)は、次の2点により適当。</p> <p>①サービス競争がなされる範囲又は潜在的にサービス競争の可能性のある範囲で価格圧搾による不当な競争を引き起こされていないかどうかを検証する観点:固定電話(0ABJ/0ABJ-IP)サービスにおいて、各事業者が設定する利用者料金は、通常、通話区分(固定電話宛/050電話宛/携帯電話宛/PHS宛/国際宛)毎の市場価格(NTT東・西加入電話・ひかり電話の通話料金)を意識して価格設定・競争していること。</p> <p>②NTT東日本・西日本の認可接続料(振替接続料)の調整要否を判断する観点:NTT東・西の接続料水準が主因となって影響する範囲、すなわち、可能な限り、他社接続料の影響を排除した範囲で検証が実施される必要があること。</p> <p>■ 加入電話・ISDN通話料に関する範囲限定化は、次の2点により、不適当。加入電話・ISDN通話料全体での検証を行うべき。</p> <p>①各事業者が提供する加入電話・ISDNサービスについて、固定電話から自社の移動体への着信に係る通話料のセット割引サービスがあることや、通話種類に応じて利用者料金設定が異なることを含めて、利用者は総合的に判断し選択しており、事業者およびサービスの選択は、個別の通話種類ごとではなく、サービス全体で行われていること。</p> <p>②移動体・PHSにおける契約者数は固定電話の契約者数を大きく上回り、通信の着信先としても大きな規模を有することが明らかであること。</p> <p>■ ひかり電話について、加入電話・ISDNサービスと比べ、当社が利用者料金設定できる範囲が拡大したことを受け、検証対象もそれに合わせて拡大し、</p>	<p>考え方4</p>	

<p>通話料全体を検証対象の範囲としたという経緯にもかかわらず、今回、範囲限定化を行うのであれば、その必要性や理由について、総務省よりお示しいただきたい。</p>		
<p>○ 今般の改正案において、検証範囲が見直され、検証対象に他事業者接続料を支払う需要が含まれる場合には、利用者料金額（単価）等により通常の利用者が区別可能な範囲内において、他事業者接続料を支払う需要をできる限り除いて検証が行われることとなります。</p> <p>具体的には、「加入電話・ISDN通話料」と「ひかり電話」については、固定電話（0ABJ）宛の通話のみを対象として検証が行われることとなりますが、以下2つの観点から、当該検証範囲の見直しは適当であると考えます。</p> <p>(1) <u>サービス競争がなされる範囲又は潜在的にサービス競争の可能性がある範囲で価格圧搾による不当な競争が引き起こされていないかどうかを検証する観点</u></p> <p>固定電話（0ABJ/0ABJ-IP）サービスにおいて、各事業者が設定する利用者料金は、通常、通話区分（固定電話宛／050電話宛／携帯電話宛／PHS宛／国際宛）毎の市場価格（NTT東・西加入電話・ひかり電話の通話料金）を意識して価格設定・競争しており（図1参照）、通話区分を超えた価格競争（例えば、A事業者が固定電話宛の通話料を値下げした場合、B事業者は別の携帯宛の通話料を値下げして対抗する等）は行われておりません（図2参照）。</p> <p>従って、現市場環境においては、「加入電話・ISDN」「ひかり電話」について、サービス競争がなされる範囲又は潜在的にサービス競争の可能性がある範囲は「通話区分毎」であり、価格圧搾による不当な競争が引き起こされていないかどうかの検証は、当該通話区分毎に行われる必要があります。</p>	<p>○ 検証対象に他事業者接続料を支払う需要が含まれる場合の範囲限定化は、</p> <p>①価格圧搾による不当な競争が引き起こされていないかを検証するという本指針の目的に鑑みサービス競争がなされる範囲又は潜在的なサービス競争の可能性がある範囲での検証を行う必要がある一方で、</p> <p>②本指針のもう1つの目的であるNTT東日本・西日本の認可接続料（振替接続料）の調整要否の判断の観点からはサービス提供のため振替接続料のみを負担することとなる範囲に可能な限り一致する形での検証を行うことが適当</p> <p>との考え方から、導き出されたものです。</p> <p>○ これについては、市場競争を行っている接続事業者から、サービス競争がなされる範囲又は潜在的にサービス競争の可能性がある範囲は改定案のとおり（限定化後の範囲）である旨の支持の表明がされたところであり、これを否定するほどの証拠は認められないことから、妥当であると考えます。</p> <p>○ さらに、「ひかり電話」について、利用者料</p>	<p>無</p>

(図1) 通話区分毎の市場価格を意識して価格設定・競争

	NTT東西 加入電話		KDDI 選択中継電話	KDDI ケーブルプラス電話
固定電話宛	3分8.5円等 ※距離段階別料金	↔	マイライン 3分8.5円等 ※距離段階別料金	3分8円,15円 ※県内/県外料金
050電話宛	3分10.5円等 ※通話先事業者別料金	↔		3分10円
携帯電話宛	LM選択中継 1分16円,17.5円 ※通話先事業者別料金	↔	LM選択中継 1分16.5円	1分15.5円,16円 ※通話先事業者別料金
PHS宛	LM選択中継 10円+1分10円等 ※距離段階別料金	↔	LM選択中継 1分16.5円	10円+1分10円

(図2) 通話区分を超えた価格競争は行われていない

	NTT東西 加入電話		KDDI 選択中継電話	KDDI ケーブルプラス電話
固定電話宛	3分8円等 ※距離段階別料金 ↓値下げ	↔	マイライン 3分8.5円等 ※距離段階別料金	3分8円,15円 ※県内/県外料金
050電話宛	3分10.5円等 ※通話先事業者別料金	↔		3分9円 ↓対抗値下げ
携帯電話宛	LM選択中継 1分16円,17.5円 ※通話先事業者別料金	↔	LM選択中継 1分16円 ↓対抗値下げ	1分15.5円,16円 ※通話先事業者別料金
PHS宛	LM選択中継 10円+1分10円等 ※距離段階別料金	↔	LM選択中継 1分16.5円	10円+1分10円

(2) NTT東・西の認可接続料（振替接続料）の調整要否を判断する観点

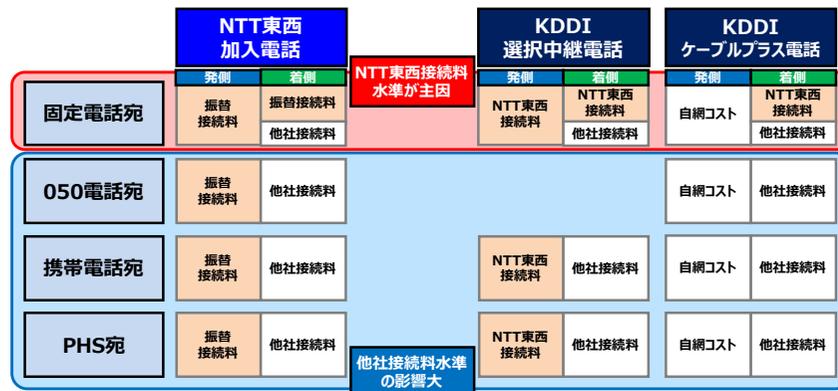
他方、接続料と利用者料金との関係において、仮に価格圧搾による不当な競争が引き起こされていると判断された場合、NTT東・西の認可接続料の調整要

金設定できる範囲が拡大したことを受け検証対象もそれに合わせて拡大したという経緯があるため、範囲限定化を行う必要性等の提示を求めるとのNTT東日本・西日本のご意見については、今回の改定は、NTT東日本・西日本に着信する通話と他の電気通信事業者に着信する通話が区別されていない中ではNTT東日本・西日本がそのサービス提供のために支払う他事業者接続料を含めて検証を行うことが適当である旨の答申が示されたという状況変化を踏まえて見直しを行うものであり、検証範囲が拡大したという経緯の生じた当時とは事情が異なるとともに、範囲限定化の根拠となる考え方（上記①及び②）が「ひかり電話」についてのみ該当しない理由はないものと考えます。

否を判断する必要がありますが、そのためには、当該価格圧搾による不当な競争がNTT東・西の接続料水準が主因となって引き起こされたものであるかどうかを検証することが重要な観点となります。

その観点からは、NTT東・西の接続料水準が主因となって影響する範囲、すなわち、可能な限り、他社接続料の影響を排除した範囲（図3参照）で検証が実施される必要があることから、各通話区分の中から、検証範囲を固定電話宛の通話区分に絞って検証を行うことは適当であると考えます。

（図3）NTT東・西の接続料水準が主因かどうか



（KDDI 株式会社）

- また、接続料と利用者料金の関係の検証は、価格圧搾による不当な競争が引き起こされていないか、という観点から行われるものであることから、サービス競争が行われる範囲で検証を行う必要があると考えます。よって、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿（以下、「NTT東西殿」といいます。）主張のように、携帯電話・PHS宛通話や050番号宛通話まで含めた通話

全体で検証を行うことは適当ではなく、通常の利用者が区別可能である利用者料金単価等により、その対象範囲を区別する本ガイドライン改正案には一定の合理性があると考えます。

(ソフトバンク株式会社)

○【検証方法について】

当社としては、「3. (2) 検証対象」において意見を述べさせていただいたとおり、①加入電話・ISDN基本料、②加入電話・ISDN通話料、③フレッツADSLについては既に競争環境になく、検証の対象外とすべきであると考えます。

それでもなお、②加入電話・ISDN通話料に係る検証を行うのであれば、本検証の目的（接続料と利用者料金との関係について価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとならないかを検証すること）に照らして、以下の観点から、(3) ※2に記載されているような範囲（利用者料金額（単価）等により通常の利用者が区別可能な範囲）に限定することは適当ではなく、加入電話・ISDN通話料全体で検証を実施すべきと考えます。

・利用者は、各事業者が提供する加入電話・ISDNサービスについて、事業者によっては、固定電話から自社の移動体への着信に係る通話料のセット割引サービスがあることや、通話種類に応じて利用者料金設定が異なることを含めて、総合的に判断し選択しており、利用者による事業者およびサービスの選択は、個別の通話種類ごとではなく、サービス全体で行われていること（県内の固定電話着信に係る通話料のみに着目し、サービスを選択する利用者は限定的であると考えられること）。

<p>・移動体・PHSにおける契約者数は2017年12月末時点で1.7億契約と固定電話の契約者数(2017年12月末時点で2,174万契約)を大きく上回ることからも、通信の着信先としても大きな規模を有することは明らかであり、通話料市場における検証を実施する際に移動体・PHSへの着信等を除外することは適切でないこと。</p> <p>また、今般の指針改定案においては、実質的にひかり電話の検証範囲の見直しがなされていますが、ひかり電話については、加入電話・ISDNサービスと比べ、当社が利用者料金設定できる範囲が拡大したことを受け、検証対象もそれに合わせて拡大し、現状では、通話料全体を検証対象の範囲としているところです。そうした経緯にもかかわらず、今回、ひかり電話発移動体着信等を除く検証対象の範囲に見直すのであれば、その必要性や理由について、総務省よりお示しいただきたいと考えます。</p> <p>(東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社)</p>		
<p>意見5 ●「ひかり電話」の利用者料金収入に含まれている基本料収入について、検証対象から除外するか、又は通話料収入比を用いて按分した額のみを算入して検証する対応が必要。</p>		
<p>上述のとおり、今般の改正案において、「加入電話・ISDN通話料」と「ひかり電話」の検証は、固定電話(OABJ)宛の通話のみを対象として検証が行われることとなりますが、「ひかり電話」については、今までの検証においては基本料収入も含めて検証が行われています。</p> <p>仮に、固定電話(OABJ)宛の通話料収入に基本料収入の全額を算入した場合、通話料収入に対して基本料収入の影響が過大に出ることとなりますが、固定電話(OABJ)宛の通話相当分の基本料収入を特定することも困難であることから、以下のいずれかの対応が必要になると考えます。</p>	<p>○ NTT東日本・西日本においては、本意見も踏まえて、改定後の指針に基づく「ひかり電話」の利用者料金収入の具体的な算出方法(指針4.参照)を検討することが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

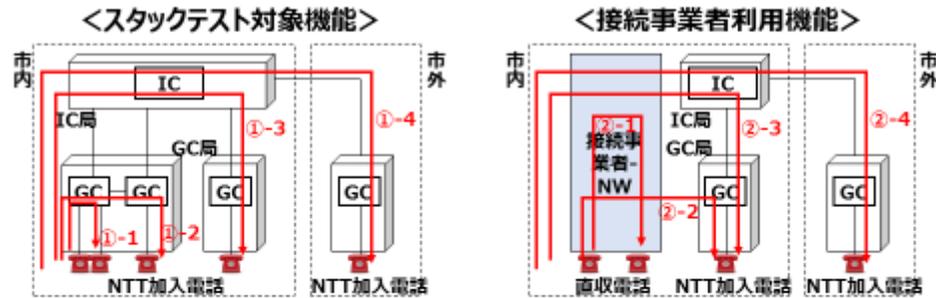
<p>(1) 検証対象から基本料収入を除外して検証する</p> <p>(2) 基本料収入を、全体の通話料収入に対する固定電話宛の通話料収入比で按分し、当該基本料収入額のみを算入して検証する</p> <p>(KDDI株式会社)</p>		
<p>意見6 ●異なる着信先間においても内部相互補助が行われていないか検証するため、着信先ごとの内訳(例:PSTN発-PSTN着とPSTN発-ひかり電話着の間)について別掲すべき。PSTN接続料に適用するLRICモデルを判断する上でスタックテストを用いるに当たっては、その検証方法に課題が存在するため、今後接続料の算定に関する研究会において議論を尽くした上で、PSTN接続料に適用するLRICモデルを判断する基準としてどのように用いるかを決定すべき</p>	<p>考え方6</p>	
<p>○ 一方、現在においても、不当な競争が引き起こされていないかを検証する観点で、内部相互補助についての検証が行われていますが((2)検証対象⑧)、同様に、異なる着信先間(例:PSTN発-PSTN着とPSTN発-ひかり電話着の間)においても内部相互補助が行われていないか検証する必要があると考えます。つきましては、着信先ごとの内訳について別掲すべきです。</p> <p>なお、NTT東西殿より、「現時点、他事業者OABJ着信通話等に係る収入を精緻に把握して、利用者料金収入から除外することは困難」との見解が示されていますが、困難である具体的な理由が示されておらず、NTT東西殿の見解が妥当なのかも判断できません。先述のとおり、内部相互補助有無の検証という観点からは、着信先ごとの内訳が必要であることから、まずはNTT東西殿に精緻な把握が困難な具体的理由を確認し、その解決のための方策を検討すべきと考えます。</p> <p>(中略)</p> <p>以上のように、PSTN接続料に適用するLRICモデルを判断する上でスタックテストを用いるに当たっては、前項に記載した内部相互補助の検証含めその</p>	<p>○ 今後の接続政策に関する議論のための参考として承ります。「接続料の算定に関する研究会」での検討については、特段の支障のない限り、ご要望を踏まえて機会を設けることとします。</p> <p>○ なお、本指針3.(2)⑧の「その他総務省が決定するサービスメニュー」について、利用者料金が振替接続料(改定後は振替接続料及び他事業者接続料の合計)を上回っているかどうかを検証することとしているのは、新規に成長することが見込まれるサービスについては既存サービスとの内部相互補助によって当該サービス市場における独占性が高まり、結果として公正競争が損なわれる懸念があることを主に念頭に置いたものであり、そのた</p>	<p>無</p>

<p>検証方法に課題が存在するため、今後接続料の算定に関する研究会において議論を尽くした上で、PSTN接続料に適用するLRICモデルを判断する基準としてどのように用いるかを決定すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>	<p>め対象となるサービスメニューは、指針上、将来原価方式に基づき接続料が算定された機能を利用して提供されるサービスに属するものを基本としています。</p> <p>○ また、対象となるサービスメニューは、現状において、利用者料金額(単価)が区別されているメニュー単位で選定しているところ、PSTN発-PSTN着とPSTN発-ひかり電話着については利用者料金額(単価)が同一であり通常の利用者が区別不可能であるという課題があると考えられます。</p>	
<p>意見7 ●NTT東西と接続事業者のユーザ数に大きな差があり、NTT東西のネットワークでは規模の経済性が働いている。コスト構造が異なる事業者でも競争できるかを検証する観点から、スタックテストの対象機能を実際に接続事業者が利用している機能に極力近づけることが適当。今後接続料の算定に関する研究会において議論を尽くした上で、PSTN接続料に適用するLRICモデルを判断する基準としてどのように用いるかを決定すべき。</p>	<p>考え方7</p>	
<p>○ 現在意見募集が行われている、「平成31年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方 答申案」において、PSTN接続料算定の際に改良IPモデルを組み合わせる際の判断基準として、スタックテストが用いられる旨が記載されていますが、当該判断基準として用いるためには、スタックテストの検証目的である、「価格圧搾による不当な競争が引き起こされるものとならないか」という観点に加え、「NTT東西殿と接続事業者が同一条件でサービス提供可能か」という観点が必要であると考えます。</p>	<p>○ 今後の接続政策に関する議論のための参考として承ります。「接続料の算定に関する研究会」での検討については、特段の支障のない限り、ご要望を踏まえて機会を設けることとします。</p> <p>○ なお、事業者間においてその直面する需要の多寡等の要因により結果としてネットワー</p>	<p>無</p>

現在は、図1表1のとおり、スタックテストの対象機能と実際に接続事業者が利用している機能に乖離が生じています。具体的には、スタックテストの対象は、コストが低い呼(①-1)が約8割で構成される市内通信機能がその多くを占めています。しかしながら、それに相当すると考えられる接続事業者の呼(②-1)においては、ネットワーク構造上、着信先が市内・市外に関わらず一度全国に数か所程度しか存在しない接続事業者のセンターまで運ばれるため、結果、①-1に相当する呼は存在せず、接続事業者はより多くのコストを負担していることとなります。これは、NTT東西殿と接続事業者のユーザ数に大きな差があり、NTT東西殿のネットワークでは規模の経済性が働くためと考えられます。よって、コスト構造が異なる事業者でも競争できるかを検証する観点から、例えば、表2のように、スタックテストの対象機能を実際に接続事業者が利用している機能に極力近づけることが適当と考えます。

ク構造及びコスト構造が異なることは、通常の競争でもあり得る現象と考えられるため、これを考慮した検証を行うことは、不当競争の防止だけでなく接続事業者の参入機会又は事業継続性まで検証の目的を拡張するなどの見直しを伴う可能性があると考えられます。

【図1 スタックテスト対象機能・接続事業者利用機能】



【表1 現在の機能】

項番	通信形態	利用機能
①-1	同一ユニット	市内通信機能(市内通信の約77.5%)
①-2	同一ビル別ユニット	市内通信機能(同約6.0%)
①-3	市内別ビル	市内通信機能(同約16.5%)
①-4	ZA内市外	IC接続×2

利用機能に差分

項番	通信形態	利用機能
②-1	自網内	自網NW×1⇒GC接続×2
②-2	GC接続	自網NW×1、GC接続⇒GC接続×2
②-3	IC接続(市内)	自網NW×1、IC接続×1⇒IC接続×2
②-4	IC接続(市外)	自網NW×1、IC接続×1⇒IC接続×2

【表2 機能変更案】

項番	通信形態	利用機能
①-1	同一ユニット	GC接続×2
①-2	同一ビル	GC接続×2
①-3	市内別ビル	IC接続×2
①-4	ZA内市外	IC接続×2

機能が概ね一致

項番	通信形態	利用機能
②-1	自網内	自網NW×1⇒GC接続×2
②-2	GC接続	自網NW×1、GC接続⇒GC接続×2
②-3	IC接続(市内)	自網NW×1、IC接続×1⇒IC接続×2
②-4	IC接続(市外)	自網NW×1、IC接続×1⇒IC接続×2

以上のように、PSTN接続料に適用するLRICモデルを判断する上でスタックテストを用いるに当たっては、前項に記載した内部相互補助の検証含めその検証方法に課題が存在するため、今後接続料の算定に関する研究会において議論を尽くした上で、PSTN接続料に適用するLRICモデルを判断する基準としてどのように用いるかを決定すべきと考えます。

(ソフトバンク株式会社)

意見 8 ■ 検証の結果、利用者料金収入と接続料等総額の差分が営業費相当基準額を下回り、総務省が価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとなっていると判断する場合には、総務省において、接続料等総額に含まれる他事業

考え方 8

<p>者接続料の適正性等も踏まえた立証を行い、その具体的根拠を示す必要がある。</p>		
<p>○【営業費相当基準額を下回った場合の措置について】</p> <p>仮に、3.(3)の検証の結果、利用者料金収入と接続料等総額の差分が営業費相当基準額を下回った場合(※)、当社としては、不当な競争を引き起こさないと考えた理由を提示する考えです。そのうえで、総務省が価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとなっていると判断する場合には、総務省において接続料等総額に含まれる他事業者接続料の適正性等も踏まえた立証を行い、その具体的根拠をお示しいただく必要があると考えます。</p> <p>※3.(2)⑧にあつては、利用者料金が振替接続料及び他事業者接続料の合計を下回った場合 (東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社)</p>	<p>○ 利用者料金収入と振替接続料総額の差分が営業費相当基準額を下回る場合、直ちに総務省において不当競争性を判断するのではなく、まずは、利用者料金及び認可接続料を設定する当事者であるNTT東日本・西日本から、価格圧搾という自らの要因による不当競争性がないことを示すに足る十分な論拠の提示が行われるための機会を設けることとしています。</p> <p>○ その上で、総務省において、NTT東日本・西日本における価格圧搾により不当な競争を引き起こすものと判断し、認可拒否又は業務改善命令の処分が行われる場合には、制度上、行政手続法第8条(理由の提示)又は第14条(不利益処分の理由の提示)の規定に基づく対応が行われるとともに、業務改善命令の場合は、電気通信事業法第161条等に基づく聴聞も行われることとなります。</p>	<p>無</p>
<p>意見9 ●本改定案において、その適正性の確保のため、必要な範囲内において、前回の検証における方法から変更する場合の規定が追加されるが、当該変更内容等については、認可申請に係る意見募集を通じて、接続事業者が意見を述べる機会が与えられ、当該変更内容の適正性等について検証されることから、改定案に賛同する。</p>	<p>考え方9</p>	

<p>○ 今般の改正案において、その適正性の確保のため必要な範囲内において、前回の検証における方法から変更する場合の規定が追加され、具体的な算出方法を変更した場合は、認可申請に際し、当該変更の内容及び理由を総務省に報告するとともに、非公表とする正当な理由がある部分を除き公表されることとなります。</p> <p>これにより、当該変更内容等については、認可申請に係る意見募集を通じて、接続事業者が意見を述べる機会が与えられ、当該変更内容の適正性等について検証されることから、改定案に賛同いたします。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>	<p>本改定案に賛同のご意見として承ります。総務省としては、引き続き、検証方法の透明性及び接続事業者等による意見提出の機会を確保し、検証の適正性の確保に取り組んでいく所存です。</p>	<p>無</p>
<p>意見10 移動体通信等に関する政策・放送に関する政策についてのご意見</p>	<p>考え方10</p>	<p></p>
<p>○ 以前にも書いた通り通信事業者に課せられている電波使用料45%を一気に20%迄引き下げればおのずと通信利用料が減り(代わりに変更報道するTV放送事業者の利用料を引き上げれば良い)国民は大喜び間違いありません(個人)</p> <p>○ 接続料は高くなっていいので、通信速度を重視した施策を検討して下さい。現状MVNOの通信速度はとても先進国をいえるものではありません。特に12:00-13:00</p> <p>大手のサブブランド(UQモバイルとワイモバイル)については、ある程度の通信速度が出ているようです。これらと同等にならなければ不公平ではないかと思えます。</p> <p>公正な競争を阻害している要因であると思われます。</p> <p>何卒よろしくお願い致します。</p> <p>(個人)</p>	<p>今後の情報通信政策における参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

○ 公取委は携帯電話市場の競争促進には格安スマホサービスを提供するMVNO（仮想移動体通信事業者）の存在が欠かせないと判断しているが、大手携帯電話会社の販売手法などがMVNOへの乗り換え障壁（スイッチングコスト）を高めているとの見方を強めている。と記事に書かれていますがMVNOへの乗り換への障壁はクレジットカード決済なのと実店舗が無いのが主な理由です。

お役人考えと国民の考えとは相等ズレがあるようです。

通信事業に詳しくない教授を交えての有識者会議のせいで4年縛りができた事を忘れないでほしいです。

通信事業者に課せられている電波使用料を引き下げればおのずと通信利用料は安くなります

後地方にもフリーSIM機を取り扱う店とか技的の緩和

世界じゅうの端末メーカーがなぜか日本では買えないようになっています
買えるようにすれば端末代も安くなります。

（個人）

○ 携帯電話の料金は十分に高いので、自由競争とするべきです。一般消費者からすると国と通信会社が組んで値段を上げられると今まで利用できた人までもできなくなります。今後はより価格を下げさせるように競争をさせるべきだと思います。また料金を引き上げれる事を国が推し進めると通信業者間のプランになんの差異もありません。まずは二年縛りや違約金問題を解決すること、全体的に料金を下げさせる必要があります。また本体の価格は完全にオープンプライスですので、本体料金を定価で一般消費者に払わせるのも問題があります。

（個人）

